

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員安全衛生管理規程

平成2年2月28日訓令第1号

改正 平成4年4月1日訓令第3号（題名改称）

令和2年3月30日訓令第2号

（趣旨）

第1条 この訓令は、常勤の一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の安全及び健康の保保持に関し、必要な事項を定めるものとする。

（安全衛生管理）

第2条 職員の安全衛生管理の実施については、矢巾町職員安全衛生管理規程（昭和63年矢巾町訓令第3号）の例による。

附 則

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日訓令第3号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。